

(案)

令和7年11月5日



岡山地方最低賃金審議会
会長 西田 和弘 殿

岡山県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長 長谷川 珠子

岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月11日及び8月4日岡山地方最低賃金審議会において
付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で
別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

岡 山 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部 会 長	長谷川 珠 子	岡山大学学術研究院社会文化科学学域 教授
部会長代理	岡 山 一 郎	(株)山陽新聞社 論説委員会客員論説委員
	佐々木 裕 子	特定社会保険労務士

労働者代表委員

	坂 手 健 一 郎	パナソニックインダストリー労働組合 津山支部 執行委員長
	藤 野 博 章	オムロン労働組合西部支部 執行委員
	村 上 達 哉	オムロン労働組合西部支部 書記長

使用者代表委員

	産 賀 伸 一	(株)岡山村田製作所 管理部人事課 シニアマネージャー
	錦 織 勝 輝	ナカシマホールディングス (株) 理事
	光 畑 知 樹	オムロン(株) 岡山事業所長

別 紙

岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

岡山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (2) 電気機械器具製造業（内燃機関電装品製造業のうち自動車用組電線製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (3) 情報通信機械器具製造業
- (4) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（3）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,090円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会審議経過

会 議 等	年 月 日	内 容
第513回 岡山地方最低賃金審議会	令和7年 7月11日	1 改正決定の必要性の有無について諮問
第514回 岡山地方最低賃金審議会	令和7年 8月4日	1 改正決定の必要性の有無及び改正決定について諮問 2 専門部会の設置を決定
専門部会委員の推薦公示	令和7年 8月4日	締 切 令和7年8月25日
専門部会委員の任命	令和7年 9月1日	
第1回 専門部会	令和7年 9月29日	1 部会長及び同代理の選任 2 今年度の審議の進め方 3 改正決定の必要性の有無について審議（結審）
改正決定に関する意見聴取の公示	令和7年 9月29日	締 切 令和7年10月20日
専門部会委員の推薦公示 （辞任に伴う補充）	令和7年 9月30日	締 切 令和7年10月17日
専門部会委員の任命	令和7年 10月20日	
第2回 専門部会	令和7年 10月21日	1 最低賃金額の審議
第3回 専門部会	令和7年 10月28日	1 最低賃金額の審議
第4回 専門部会	令和7年 11月5日	1 最低賃金額の審議（結審）